

／ 令和7年度 ／

多賀城市 創業支援補助金



※事前提出期限

09.30 [火]
15時まで

多賀城・七ヶ浜商工会に
申請書類を提出ください

最大

100万円

補助率
対象経費の
80%

応募期限 **10.10** [金] 15時まで



多賀城での創業・第二創業を応援します!



補助対象者

次に掲げる要件をすべて満たす事業者

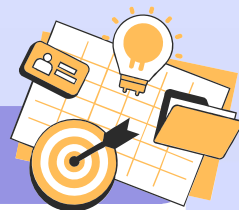
- ▶ 令和6年4月1日～令和8年3月31日までに開業または会社を設立し、市内に事務所を設ける個人または中小企業者
- ▶ 暴力団およびその関係者ではないもの
- ▶ 過去にこの補助金を受けてないもの
- ▶ 市税の滞納がないもの



補助対象経費

今年度中（R7.4.1～R8.3.31）に発生し、支払いを終える経費

- ▶ 事務所等の増改築費
- ▶ 事務所等の借入費
- ▶ 設備・備品費（概ね1品あたり税抜1万円以上のもの）
- ▶ 広報費
- ▶ 開業事務手数料
- ▶ 顧客開拓費
- ▶ 専門家助言・指導費



▶ 裏面あり

【問い合わせ】

多賀城市役所 都市産業部産業振興課商工係

住所：多賀城市中央2丁目1-1（多賀城市役所 北庁舎4階）

TEL：022-368-4240 MAIL：shoko@city.tagajo.miyagi.jp

市HP：https://www.city.tagajo.miyagi.jp/shoko/kurashi/shigoto/shokogyo/sogyoshien_hojo.html

↓詳細はコチラ↓





申請から交付までの流れ



7ステップ

1 申請書類の準備

申請書類は市HPからダウンロードできます

※事業計画書はExcelでも提出いただけますので、手書きではなく、Excelで作成してください。



2 書類の事前提出 (確認書の発行)

多賀城・七ヶ浜商工会への提出期限:9月30日 15時まで

※申請には「事業計画書」の内容について多賀城・七ヶ浜商工会の確認を受ける必要があります。

※確認書の即日発行はできません。余裕をもって早めにご提出ください。

3 市への提出

産業振興課への提出期限:10月10日 15時まで

※申請書類一式を紙で提出後、別途「事業計画書」のExcelをメールで提出していただきます。

申請書記載のメールアドレス宛に事務局からメールをお送りします。そのメールにExcelデータを添付し、返信してください。

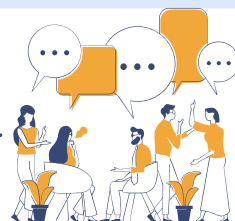
4 審査

審査委員会による審査を行います

※必要に応じて申請者の説明や意見を求める場合があります。

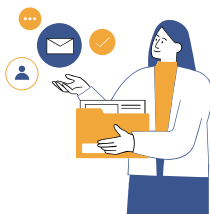
※本補助金は予算の範囲内で交付されます。

審査の結果、不交付となる場合もございます。予めご了承ください。



5 交付決定通知

交付・不交付の決定通知を送付します



6 実績報告

交付決定後に実績報告書ほか領収書・対象経費に係る現物の写真等の提出が必要です

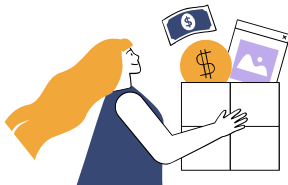
※事業完了後、指定の期限までに提出ください。

※交付決定額から増減が20%以上となる場合は、事前に変更届の提出が必要です。

事前にご相談のうえ、所定の手続きを行ってください。

7 補助金の交付

実績報告書をもとに、補助金の交付額を確定し、補助金を交付します



▶ 翌年度から5年間 事業実況報告書を提出

※その他、補助事業の変更等や取得財産の処分等については、補助金交付後も市の承認を受ける必要があります。

詳しくは、市HP掲載の募集要項をご確認ください。

【②事前提出先】

提出期限:9月30日(火)

多賀城・七ヶ浜商工会 多賀城事務所

住所:多賀城市伝上山3-1-12 TEL:022-365-7830

【③最終提出先】

提出期限:10月10日(金)
15時まで

多賀城市役所 都市産業部産業振興課商工係

住所:多賀城市中央2丁目1-1 (多賀城市役所 北庁舎4階)
TEL:022-368-4204